

平成 30 年 10 月 18 日

各 位

株式会社そごう・西武

NTTドコモ様向け制服納入に関する公正取引委員会の処分について

当社は、平成 30 年 1 月 12 日及び平成 30 年 7 月 12 日付で公表致しました「制服受注に関する公正取引委員会の処分について」にて過去 2 案件の制服納入業務の事案と併せまして、株式会社 NTTドコモ様向け制服納入に関する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」と表記）違反の疑いについて、公正取引委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、同委員会より独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

当社は、かねてより法令遵守の徹底に努めてきたにもかかわらず、この度の命令を受けましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、お客様、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、株式会社NTTドコモ様において使用される制服納入の取引に関しまして、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認する等内容をとする取締役会決議を行うこと、かかる措置を株式会社NTTドコモ様等に通知し、当社従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

尚、課徴金納付命令は受けておりません。

2. 再発防止に関して

当社は、過去 2 件の制服納入にかかる事案を受けまして、既にコンプライアンス意識と独占禁止法に対する理解度向上を促進するため、全従業員を対象とする「独占禁止法遵守の行動基準」を継続的に周知徹底することや独占禁止法に係るモニタリングの実施等の再発防止策を実施しております。

当社は、引続き独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、再発防止とコンプライアンス経営を徹底してまいります。

以上